

「児童虐待進行管理モニター強化事業」企画提案コンペ選定基準

1 基本的な考え方

契約候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容及び提案価格等の評価を100点満点とする採点方式を採用し、総得点の最も高い参加者を契約候補者とする。

2 評価項目の観点と項目評価点

各事項における点数配分は以下のとおりである。

No	項目	観点	項目評価点
1	事業の項目との合致	児童虐待の現状や課題を理解し、本事業の目的が十分理解されているか。	10
2	計画の具体性と効果	実施方法は、具体的かつ効果的な内容か。 児童への配慮は十分であるか。	20
3	事業の執行体制	想定する従事者は、経験豊富で児童虐待に対する理解は十分であるか。	15
		スタッフの配置、緊急時の対応は十分であるか。	10
4	経験と能力	児童福祉事業への実績があるか。	20
5	個人情報保護	個人情報保護に関して理解及び設備は十分であるか。	10
6	経済性	計算式により評価	15

3 計算方法

(1) 上記の評価項目1～5の採点については、優秀なものから「5・4・3・2・1」の5段階評価で相対評価を行い、それぞれの項目ごとの評価点に評価ごとの掛け率を乗じて選定委員が採点する。

(例) 提出された企画提案が5件の場合評価順ごとに評価点に「5/5,4/5,3/5,2/5,1/5」を乗じる。

4件の場合評価順ごとに評価点に「4/4,3/4,2/4,1/4」を乗じる。

6件の場合評価順ごとに評価点に「5/5,4/5,3/5,2/5,1/5,1/5」を乗じる。

(2) 5の採点については、15点を満点として以下の手順で算定する。

点数 = $15 \times (1 - (\text{見積金額} \times 1.1) / \text{委託料上限価格})$

委託料上限価格 6,080,511円